

第152回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

<事業報告>

- 会社の新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

<計算書類>

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結包括利益計算書（ご参考）
- 連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

帝人株式会社

上記各事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主のみならず、皆さまに提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の状況

回次 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (1株あたり)	行使価額 (1株あたり)	権利行使期間
第5回新株予約権 (2006年7月10日)	146個	普通株式 29,200株	3,315円	1円	2006年7月10日から 2026年7月9日まで
第6回新株予約権 (2007年7月5日)	207個	普通株式 41,400株	3,050円	1円	2007年7月5日から 2027年7月4日まで
第7回新株予約権 (2008年7月7日)	328個	普通株式 65,600株	1,535円	1円	2008年7月7日から 2028年7月6日まで
第8回新株予約権 (2009年7月9日)	420個	普通株式 84,000株	1,265円	1円	2009年7月9日から 2029年7月8日まで
第9回新株予約権 (2010年7月9日)	349個	普通株式 69,800株	1,305円	1円	2010年7月9日から 2030年7月8日まで
第10回新株予約権 (2012年3月12日)	737個	普通株式 147,400株	1,225円	1円	2012年3月12日から 2032年3月11日まで
第11回新株予約権 (2013年3月15日)	698個	普通株式 139,600株	980円	1円	2013年3月15日から 2033年3月14日まで
第12回新株予約権 (2014年3月14日)	618個	普通株式 123,600株	1,140円	1円	2014年3月14日から 2034年3月13日まで
第13回新株予約権 (2015年3月18日)	379個	普通株式 75,800株	1,925円	1円	2015年3月18日から 2035年3月17日まで
第14回新株予約権 (2016年3月16日)	274個	普通株式 54,800株	1,800円	1円	2016年3月16日から 2036年3月15日まで
第15回新株予約権 (2017年3月17日)	287個	普通株式 57,400株	1,955円	1円	2017年3月17日から 2037年3月16日まで
第16回新株予約権 (2018年3月16日)	294個	普通株式 58,800株	1,732円	1円	2018年3月16日から 2038年3月15日まで

上記のうち当社取締役及び監査役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

(2018年3月31日現在)

回次	取締役		監査役	
	個数	保有者数	個数	保有者数
第5回新株予約権	4個	1名	—	—
第6回新株予約権	6個	1名	—	—
第7回新株予約権	16個	1名	—	—
第8回新株予約権	36個	4名	5個	1名
第9回新株予約権	34個	4名	5個	1名
第10回新株予約権	91個	5名	12個	1名
第11回新株予約権	123個	6名	14個	1名
第12回新株予約権	116個	6名	12個	1名
第13回新株予約権	103個	6名	9個	1名
第14回新株予約権	86個	6名	8個	1名
第15回新株予約権	96個	6名	—	—
第16回新株予約権	98個	6名	—	—

(注) 1 当社は、社外取締役及び監査役に上記新株予約権を付与していません。

2 監査役が保有する新株予約権は、監査役就任前に執行役員としての職務執行の対価として交付されたものです。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は上記1. に記載の第16回新株予約権です。
第16回新株予約権のうち当社使用人への交付状況

個 数	交付者数
196個	24名

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2014年11月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「2018年満期新株予約権付社債」という）及び2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「2021年満期新株予約権付社債」という）に付された新株予約権の状況

項目	2018年満期新株予約権付社債	2021年満期新株予約権付社債
社債の総額	200億円	200億円
社債の発行日	2014年12月12日	2014年12月12日
償還の期日	2018年12月12日	2021年12月10日
社債に付された新株予約権の総数	2,000個	2,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数	新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数
転換価額	1,998.6円（ただし、一定の条件のもと調整される。）	1,964.7円（ただし、一定の条件のもと調整される。）
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使と引換えに払込は要しない	新株予約権の行使と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使期間	2014年12月26日から2018年11月28日まで	2014年12月26日から2021年11月26日まで

（注）2018年5月9日開催の取締役会において期末配当を1株につき30円とする剰余金配当案が承認可決され、2018年3月期の年間配当が1株につき60円と決定されたことに伴い、転換価額が調整されております。（適用日：2018年4月1日以降）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム構築の基本方針

当社は、2018年3月30日開催の取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」に関する決議を行いました。決議の内容については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teijin.co.jp/ir/governance/resolution/>) に掲載のとおりですが、その概要は、以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」においてコンプライアンス（法令等遵守）の基本原則を設けております。

この基本原則を実践するため、当社は、帝人グループの企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築します。

当社の代表取締役等は、法令、定款及び社会規範・倫理の遵守を率先垂範するとともに、当社及び子会社の役員及び使用人に対してコンプライアンスを教育・啓発します。また、当社は、帝人グループの横断的なコンプライアンス体制の整備等のため、CSR管掌をコンプライアンスの責任者に任命します。

当社及び子会社の役員・使用人は、帝人グループ各社における法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、グループ企業倫理規程等に従って所属会社又は当社に報告するものとします。CSR管掌は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、CEOと協議のうえ必要と認める場合、適切な対策を決定します。

当社及び子会社の違反行為や疑義のある行為等を役員、使用人及び取引先が直接通報できる手段を確保するものとし、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営します。この場合、通報者の匿名性の保障と通報者に不利益がないことを確保します。重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を適切に当社及び子会社の役員及び使用人に開示し、周知徹底します。

当社及び子会社の取締役は、監査役から職務の執行について監査を受け、監査役から助言・勧告があったときは、これを尊重します。

CEO直轄の経営監査部を置き、帝人グループの業務執行状況の内部監査及び内部統制の整備状況の評価及び改善提案をさせます。

帝人グループは、特定株主からの利益供与要求や暴力団の民事介入暴力等に見られる反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、その介入を一切許しません。CSR管掌を反社会的勢力対応の責任者に任命します。CSR管掌は、人事・総務管掌と協同で、対応方針等を制定して当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底します。

取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は、当社が定める独立性要件を満たす独立社外取締役とします。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役会は、企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処するため、TRM体制を実践的に運用します。

TRMコミティーは、主として帝人グループの業務運営リスクと経営戦略リスクを対象とし、TRM基本方針、TRM年次計画等を当社の取締役会に提案します。CSR管掌は、帝人グループの業務運営リスクについて、横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行います。CEOは、帝人グループの経営戦略リスクを評価し、当社の取締役会等におけ

る経営判断に際して重要な判断材料として提供します。

災害、役員及び使用人の不適正な業務執行、基幹ITシステムの故障等により生じるリスクにおける事業の継続を確保するための帝人グループの体制を整備します。

(3) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、帝人グループとしての業務の効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則をグループ規程類として整備します。

当社の取締役会は、代表取締役等に業務を執行させ、代表取締役等に委任された事項については、社内規程に定める機関又は手続により決定を行います。法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、社内規程を随時見直します。

当社の取締役会は、帝人グループの基幹組織を構築し、効率的な運営と監視・監督の体制を整備します。

当社は、グループ中期経営計画を策定し、この具体化のため、毎事業年度に短期経営計画、グループ全体の重点経営目標及び予算を策定し、進捗確認を行います。

(4) 帝人グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、帝人グループとしての業務の適正を確保するために必要な、グループとしての規範、規則をグループ規程類として整備します。帝人グループ会社は、グループ規程に基づき、各社の規程を整備し、重要事項の決定に際しては適切なプロセスを経ます。

当社は、帝人グループ会社の重要事項について、当社グループ会議等で審議を行うとともに帝人グループ会社に対し報告を義務付けています。

代表取締役等は、帝人グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導します。

当社の経営監査部は、帝人グループにおける内部監査を実施又は統括し、帝人グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。

当社の監査役は、帝人グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び経営監査部との緊密な連携等の確な体制を構築します。

当社は、財務報告の信頼性確保のため、帝人グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行います。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき適切に保存し管理します。取締役会議長である取締役会長*は、これら文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となります。取締役の職務執行に係る文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

*取締役会長が空席の場合は、CEOとなります。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき組織として、常勤監査役直轄のグループ監査役室を置きます。グループ監査役室員は、原則2名以上とします。なお、グループ監査役室員は、帝人グループ会社の監査役を兼務することはできますが、帝人グループ会社の業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

グループ監査役室員の独立性を確保するため、室員の人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を要するものとし、室員の人事考課は、常勤監査役が行います。

(7) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の常勤監査役は、取締役会のほか当社の重要な会議体、及び主要な子会社の重要な会議体に出席します。

代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する事業、機能及び子会社に関する業務の執行状況を報告します。

当社及び子会社の役員・使用人は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内外へのESH（環境、安全、衛生）又は製造物責任に関わる重大な被害、社内規程の重大な違反、その他これらに準ずるものについて、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告します。

当社及び子会社の役員及び使用人は、自ら必要と判断した場合、または当社の監査役の求めがあった場合、担当する事業、機能及び子会社に関する報告を行うとともに、当社の監査役の調査に協力します。

(8) 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

帝人グループは、企業行動基準等において違法行為等を報告・通報したことを理由に不利益な取り扱いを行わないことを定めています。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査役職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、法令に基づく費用の前払い等の請求があった場合、確認後速やかに応じます。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役過半数は、当社が定める独立性要件を満たす独立社外監査役とし、対外透明性を担保します。

監査役は、当社及び子会社の監査役が独自の意見形成をするため、外部法律事務所と顧問契約を締結し、また、監査にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用します。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は、以下の通りです。

(1) 法令遵守に関する運用状況

当社は、コンプライアンスの基本原則を定めた帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」やその基本原則を実践するための関連規程を社内イントラネットに掲載するとともに、毎年10月を企業倫理月間に定め、社内研修を開催する等、コンプライアンスの周知徹底を図っています。また、重要な意思決定にあたっては、関連する専門部署による確認を行うことで、法令等違反の防止に努めています。

当社は、CSR管掌の下にコンプライアンス推進組織を設置し、帝人グループ横断的に問題を把握し、対処に努めています。また、CSR管掌は、当社及び子会社の役員及び使用人から報告されたコンプライアンス上の重要な課題について、違反行為の報告や対応に関するルールを定めたグループ企業倫理規程等に基づき適切に対応し、TRMコミティー等で定期的に報告しています。

当社は、匿名で通報が可能なコンプライアンス・ホットライン等の内部通報制度を設け、国

内外グループ会社からの相談に対し、通報者の保護を含め、適切に対応し、対応状況については、年2回社内イントラネット等で開示し、周知徹底を図っています。

当社は、監査役監査や内部統制システムの整備・運用状況評価における監査役指摘事項等について、これを尊重し適切に対応しています。

当社の経営監査部は、年次計画に基づき、帝人グループ横断的に内部監査を実施し、適宜、監査結果を取締役及び監査役に報告しています。

当社は、反社会的勢力への対応方針を企業行動基準に定め、企業倫理月間等で周知徹底を図っています。

(2) 損失危機管理に関する運用状況

当社の取締役会は、TRMの基本方針や年次計画の提案及びそのリスクの発現状況や対応状況について、TRMコミティーより報告を受け、重要なリスクに関する管理及び事業継続のための体制整備を行っています。

CSR管掌は、業務運営リスクの評価及びモニタリングを定期的実施し、リスクの抽出及び対策の妥当性の検証を継続的に行っています。

当社の取締役会等の重要会議体では、グループ利益管理規程等に基づき実施された戦略リスクアセスメント結果を踏まえ、審議案件の評価を行っています。

当社は、事業の継続を確保するため、必要なマニュアル類を整備し、定期的な訓練を実施する等緊急時に備えた態勢を整備しています。

また当社は、「個人情報保護」及び「情報セキュリティ」について個別に規程を整備するとともに、各種社内教育やセキュリティ強化策を実施し、情報漏洩リスク等の対策に努めています。

(3) 効率性確保に関する運用状況

当社は、グループ規程について、社内イントラネットに掲載し、周知徹底を図っています。

当社は、グループ組織規程、グループ責任・権限規程等に基づき、経営機構、職務の分担及び責任と権限の明確化を行い、業務執行の効率的・効果的な運営を図っています。

(4) 企業集団内部統制に関する運用状況

当社は、内部統制システムの整備・運用状況に関する自己点検を定期的に行い、帝人グループ各社の規程や会議体及び報告体制を含めた内部統制システムの整備について、継続的に指導を行っています。

当社の監査役は、帝人グループにおける公正かつ効率的な監査活動を推進するため、定期的にグループ監査役会を開催するとともに、会計監査人報告会への出席や業務監査結果報告等を通じて、会計監査人及び経営監査部と緊密な連携を図っています。

(5) 情報保存に関する運用状況

当社の取締役は、その職務執行に係る重要な文書を、グループ取締役職務情報規程等に基づき適切に保存し管理しています。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する運用状況

当社は、グループ監査役室を設置し、グループ監査役室員は監査役の指示・命令に基づく監査関連支援業務等に従事しています。

当社の常勤監査役は、当社及び主要な子会社の重要な会議体に参加し、当該会議体において、

代表取締役及び業務執行取締役・執行役員・理事から業務執行状況の報告を受けています。

CSR管掌は、ホットライン等の内部通報を含む、定められた重要事項について、発見次第速やかに、個別に若しくは重要会議体を通じて監査役を含めた会議体メンバーへ報告しています。

当社及び子会社の役員及び使用人は、監査役からの要請事項については適切に対応を行い、監査役監査の実効性確保に努めています。

連結株主資本等変動計算書

2017年4月1日から

2018年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	70,816	103,664	168,661	△ 274		342,867
当期中の変動額						
転換社債型新株予約 権付社債の転換	1,016	1,016				2,032
剰余金の配当			△ 11,804			△ 11,804
親会社株主に帰属す る当期純利益			45,556			45,556
自己株式の取得				△ 21	△ 21	
自己株式の処分		4		130		134
株主資本以外の項目 の当期中の変動額 (純額)						
当期中の変動額合計	1,016	1,020	33,752	108		35,897
当期末残高	71,832	104,685	202,413	△ 166		378,764

	その他の包括利益累計額					新株予約権 合計	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	21,842	△ 276	△ 24,889	△ 1,159	△ 4,483	861	12,583	351,829
当期中の変動額								
転換社債型新株予約 権付社債の転換								2,032
剰余金の配当								△ 11,804
親会社株主に帰属す る当期純利益								45,556
自己株式の取得								△ 21
自己株式の処分								134
株主資本以外の項目 の当期中の変動額 (純額)	6,534	1,179	10,074	854	18,643	△ 1	1,868	20,510
当期中の変動額合計	6,534	1,179	10,074	854	18,643	△ 1	1,868	56,407
当期末残高	28,377	903	△ 14,815	△ 305	14,159	860	14,452	408,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

連結包括利益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
I 当期純利益	47,101	51,388
II その他の包括利益		
1 その他有価証券評価差額金	6,854	4,180
2 繰延ヘッジ損益	1,179	1,026
3 為替換算調整勘定	8,678	△ 7,701
4 退職給付に係る調整額	862	△ 305
5 持分法適用会社に対する持分相当額	1,467	△ 2,305
その他の包括利益合計	19,042	△ 5,105
III 包括利益	66,144	46,282
(内訳)		
1 親会社株主に係る包括利益	64,199	44,850
2 非支配株主に係る包括利益	1,944	1,432

- (注) 1 本計算書は監査報告書の対象外です。
2 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期		(ご参考) 前期	
	自	至	自	至
	2017年4月1日	2018年3月31日)	2016年4月1日	2017年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前当期純利益		67,894		33,928
2 減価償却費及びその他の償却費		45,655		39,331
3 減損損失		1,076		1,378
4 減損損失戻入益		—	△	52
5 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		2,178		3,236
6 退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△	2,781	△	5,586
7 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	101	△	224
8 事業構造改善引当金増減	△	16,484		10,462
9 受取利息及び受取配当金	△	3,002	△	2,510
10 支払利息		2,646		2,223
11 持分法による投資損益 (△は益)	△	1,214	△	2,078
12 デリバティブ評価損益 (△は益)		3,108		541
13 固定資産除売却損益 (△は益)	△	1,448		4,454
14 投資有価証券売却損益 (△は益)	△	585	△	119
15 投資有価証券評価損益 (△は益)		88		27
16 運転資本の増減額 (△は増加)	△	9,800		8,434
17 その他		5,030	△	4,009
小 計		92,258		89,437
18 利息及び配当金の受取額		5,968		6,021
19 利息の支払額	△	2,564	△	2,166
20 法人税等の支払額	△	15,570	△	14,251
営業活動によるキャッシュ・フロー		80,091		79,040
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出	△	42,604	△	37,662
2 有形固定資産の売却による収入		10,143		2,414
3 無形固定資産の取得による支出	△	3,431	△	2,940
4 投資有価証券の取得による支出	△	5,160	△	2,641
5 投資有価証券の売却による収入		689		2,026
6 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△	1,942	△	82,890
7 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△	3,685		—
8 その他	△	5,315	△	5,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	51,307	△	127,650

科 目	当期		(ご参考) 前期	
	自	2017年4月1日 至 2018年3月31日)	自	2016年4月1日 至 2017年3月31日)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額 (△は減少)		10,618		1,604
2 長期借入金の純増減額 (△は減少)	△	29,779		71,452
3 配当金の支払額	△	11,804	△	8,849
4 非支払株主への配当金の支払額	△	286	△	372
5 非支払株主からの払込みによる収入		—		1,817
6 連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		—	△	1,584
7 その他	△	233	△	301
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	31,485		63,765
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		1,309		822
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△	1,391		15,978
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		117,549		100,955
Ⅶ 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		—		615
Ⅷ 現金及び現金同等物の期末残高		116,157		117,549

- (注) 1 本計算書は監査報告書の対象外です。
2 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 88社

主要会社名：東邦テナックス(株)、Teijin Aramid B.V.、帝人フィルムソリューション(株)、帝人フロンティア(株)、Continental Structural Plastics Holdings Corporation、帝人ファーマ(株)、インフォコム(株)

なお、Teijin Carbon Fibers, Inc. ほか1社については新規設立等により、当連結会計年度から連結子会社としました。

また、Braden Partners L.P. ほか2社については、持分の譲渡等により連結子会社から除外しています。

(2) 非連結子会社の数 47社

主要会社名：帝人自動車用布加工（南通）有限公司、Teijin Rus, LLC

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社47社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

持分法適用非連結子会社の数 43社

主要会社名：帝人自動車用布加工（南通）有限公司、Teijin Rus, LLC

持分法適用関連会社の数 25社

主要会社名：DuPont Teijin Films U.S. Limited Partnership

なお、非連結子会社3社（帝人メドテックハート(株)ほか2社）については持分取得等により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めることとしました。

また、非連結子会社9社及び関連会社1社については清算等により、持分法適用の範囲から除外しました。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 7社

主要会社名：Nakashima Medical Technical Center (Thailand) Limited

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社3社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 決算日等に関する事項

連結子会社のうち、南通帝人有限公司等12社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を連結しています。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理しています。売却原価は移動平均法により算定しています。)

- ・市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。)

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定額法

無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいています。

また、顧客関連資産、技術関連資産等は経済的耐用年数に基づいて償却しています。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を繰入計上しています。

事業構造改善引当金……事業構造改善のために今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しています。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建営業債権債務及び外貨建投融資
通貨スワップ	借入金、社債
金利スワップ	同 上

③ ヘッジ方針

当社及び連結子会社は、当社の内部規程である「財務規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計額等を基礎として判定しています。

⑤ その他

当社及び連結子会社は、定期的にCF0（最高財務責任者）及び当社財務・IR部に対して、ヘッジ取引の実績報告を行っています。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

ただし当社及び一部連結子会社の確定拠出年金制度移行前の退職従業員の確定給付企業年金制度にかかる数理計算上の差異は、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しています。

なお、在外連結子会社については、一部の会社を除き、退職金制度がありません。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

③ 連結納税制度を適用しています。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間から20年間の効果が及ぶ期間で均等償却しています。

2 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	636,365百万円
2. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の取得価額から 控除した税法に基づく圧縮累計額	3,251百万円
3. 保証債務（保証予約、経営指導念書等を含む）	3,942百万円
4. 受取手形裏書譲渡高	3百万円
5. 期末休日手形	
連結会計年度末日（銀行休業日）の満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しています。連結会計年度末日満期手形は下記のとおりです。	
受取手形	1,560百万円
支払手形	475百万円
6. 債権流動化に伴う買戻義務限度額	1,782百万円

3 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、帝人グループは主に以下の資産について減損損失1,076百万円を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
大阪府茨木市等	研究設備等	建物構築物等	353
その他	—	—	722

帝人グループは、継続的に損益を把握している事業部門を単位として資産のグルーピングを行っています。また、事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っています。

当連結会計年度において、経済環境の悪化に伴う市況の低迷等により、上記事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,076百万円）として特別損失に計上しました。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定をしています。正味売却価額は売却予定価格等により、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないことによりゼロとして算定しています。

2. 事業構造改善費用

不採算事業の撤収等の事業再編に伴う費用または損失を計上しています。

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

帝人グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行による方針です。また実需原則を遵守し、投機目的やトレーディング目的のためにデリバティブ取引は行いません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	96,417	96,417	—
(2) 受取手形及び売掛金	177,776	177,776	—
(3) 短期貸付金	13,093	13,093	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	107,919	107,919	—
有価証券	14,000	14,000	—
投資有価証券	93,919	93,919	—
(5) 長期貸付金 (*1)	3,018	—	—
貸倒引当金 (*2)	△ 505		
長期貸付金 (純額)	2,513	2,513	—
資産計	397,720	397,720	—
(1) 支払手形及び買掛金	92,382	92,382	—
(2) 短期借入金	66,291	66,291	—
(3) 社債 (*3)	53,038	56,951	3,913
(4) 長期借入金 (*4)	223,337	223,663	325
負債計	435,050	439,289	4,238
デリバティブ取引 (*5)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,595)	(3,595)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	1,196	1,196	—
デリバティブ取引計	(2,398)	(2,398)	—

- (※1) 1年内回収予定の長期貸付金を含めています。
- (※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。
- (※3) 1年内償還予定の社債を含めています。
- (※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。
- (※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。また、短期間で決済される譲渡性預金は、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しています。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価については、市場価格のあるものについては市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 長期借入金

当社では、長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金のうち一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

これらの時価について、契約を締結している金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
非上場株式等	5,433
関係会社株式	28,369
合計	33,802

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もる事などが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

6 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,986円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 231円26銭 |

株主資本等変動計算書

2017年4月1日から
2018年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	70,816	101,324	161	17,696	10,686	31,725	△ 276	232,135
当期中の変動額								
転換社債型新株予約 権付社債の転換	1,016	1,016						2,032
剰余金の配当						△ 11,804		△ 11,804
資産圧縮積立金の積立					0	0		—
資産圧縮積立金の取崩					△ 1,334	1,334		—
当期純利益						7,419		7,419
自己株式の取得							△ 21	△ 21
自己株式の処分			3				132	135
会社分割による減少額						△ 3,291		△ 3,291
株主資本以外の項目 の当期中の変動額 (純額)								
当期中の変動額合計	1,016	1,016	3	—	△ 1,334	△ 6,341	110	△ 5,529
当期末残高	71,832	102,340	165	17,696	9,352	25,383	△ 166	226,605

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益		
当期首残高	16,597	4	763	249,499
当期中の変動額				
転換社債型新株予約 権付社債の転換				2,032
剰余金の配当				△ 11,804
資産圧縮積立金の積立				—
資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				7,419
自己株式の取得				△ 21
自己株式の処分				135
会社分割による減少額				△ 3,291
株主資本以外の項目 の当期中の変動額 (純額)	1,042	11	△ 31	1,022
当期中の変動額合計	1,042	11	△ 31	△ 4,507
当期末残高	17,640	15	731	244,992

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

・市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法

(2) 無形固定資産
定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を繰入計上しています。

(2) 投資損失引当金

子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して必要額を繰入計上しています。

(3) 債務保証損失引当金

子会社等への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を繰入計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

ただし確定拠出年金制度移行前の退職従業員の確定給付企業年金制度に係る数理計算上の差異は、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建営業債権債務及び外貨建投融资
通貨スワップ	借入金、社債
金利スワップ	同 上

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額等を基礎として判定しています。

(5) その他

ヘッジ取引は、社内権限規程に基づき決済等の事務処理も含めて財務・IR部が実施しています。

また、定期的にCF0（最高財務責任者）に対して、ヘッジ取引の実績報告を行っています。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(3) 連結納税制度を適用しています。

2 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	196,665百万円
2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から 控除している税法に基づく圧縮累計額	1,877百万円
3. 保証債務等 保証債務（保証予約、経営指導念書等を含む） （内他者による再保証額	81,631百万円 7,015百万円)
4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
（1）短期金銭債権	29,229百万円
（2）長期金銭債権	4百万円
（3）短期金銭債務	14,813百万円

3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	76,834百万円
仕入高	13,175百万円
営業取引以外の取引高	23,756百万円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	133,480株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	1,219
貸倒引当金	1,730
固定資産償却限度超過額	4,204
投資有価証券評価損	35,183
退職給付引当金	1,446
債務保証損失引当金	347
繰越欠損金	5,428
その他	3,943
繰延税金資産 小計	53,504
評価性引当額	△44,102
繰延税金資産 合計	9,401
繰延税金負債との相殺	△9,401
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,765
資産圧縮積立金	△3,331
負債調整勘定	△54
その他	△820
繰延税金負債 合計	△10,971
繰延税金資産との相殺	9,401
繰延税金負債の純額	△1,569

6 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	東邦テナックス㈱	直接保有 99.75	役員の兼任 2人	経営管理料の徴収	グループファイナンス 保証の受入	1,885 13,138	関係会社短期貸付金 —	18,342 —
子会社	帝人フロンティア㈱	直接保有 100	役員の兼任 2人	経営管理料の徴収 製品の販売 設備の貸与	グループファイナンス 製品の売上 保証の受入 会社分割 譲渡資産合計 譲渡負債合計	4,381 13,892 5,853 24,207 2,042	関係会社短期貸付金 売掛金 — — —	34,149 2,314 — — —
子会社	帝人ファーマ㈱	直接保有 100	役員の兼任 2人	経営管理料の徴収 設備の貸与	ロイヤリティー収入等 グループファイナンス	29,498 24,592	売掛金 関係会社短期貸付金	14,382 24,592
子会社	Teijin Holdings Netherlands B.V.	直接保有 58.08	役員の兼任 1人	債務の保証	債務の保証	6,022	—	—
子会社	Teijin Holdings USA, Inc.	直接保有 100	役員の兼任 1人	債務の保証	債務の保証	49,136	—	—
子会社	Teijin Polyester (Thailand) Limited	直接保有 66.87	—	経営管理料の徴収 債務の保証	債務の保証	6,745	—	—
子会社	Teijin Corporation (Thailand) Limited	直接保有 100	—	経営管理料の徴収 債務の保証	債務の保証	6,694	—	—

- (注) 1 グループファイナンス、利息の受取、資金の貸付、債務の保証、保証の受入は、当社の内部規程である「グループ投融資規程」に基づき決定しています。
- 2 グループファイナンスについては、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しています。
- 3 保証の受入とは、当該会社による当社の関係会社貸付金に対する債務保証及び当社の債務保証に対する再保証です。
- 4 会社分割については、繊維・製品事業が有するポリエステル繊維の生産・販売他に係る機能を承継したものです。なお、詳細については「7 企業結合に関する注記」を参照ください。
- 5 子会社等への債務保証に対し、合計1,139百万円の債務保証損失引当金を計上しています。また、当期において合計237百万円の債務保証損失引当金繰入額を、合計6,029百万円の債務保証損失引当金戻入額を計上しています。
- 6 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計5,529百万円の貸倒引当金を計上しています。
- 7 ロイヤリティー収入、製品の売上については、市場価格および一般的な取引条件を勘案して決定しています。

7 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、2016年12月1日開催の取締役会において、当社のポリエステル繊維事業を当社の連結子会社である帝人フロンティア(株)に承継させることを決議し、2017年2月17日付及び2017年8月18日付で締結した会社分割契約に基づき、2017年4月1日付及び2017年10月1日付で会社分割を行いました。

2017年4月1日付の吸収分割においては棚卸資産及び関連する契約上の権利義務等を、2017年10月1日付の吸収分割においてはその他の資産、負債及び関連する権利義務等をそれぞれ帝人フロンティア(株)に承継させています。

(1) 企業結合の概要

①対象となった事業の名称及び内容

事業の名称：ポリエステル繊維事業

事業の内容：ポリエステル繊維製品の開発、製造及び販売

②企業結合日

2017年4月1日及び2017年10月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、帝人フロンティア(株)を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

④結合後企業の名称

帝人フロンティア株式会社

⑤取引の目的

研究開発・生産機能を含むポリエステル繊維事業を帝人フロンティア(株)に承継させることにより、商品提案・素材開発及び生産・加工に至る機能を有し、顧客から信頼されるより高い付加価値を持つ商品・サービスを提供していく事業体の確立を図るため。

⑥取引の対価

2017年4月1日実施：対価なし

2017年10月1日実施：帝人フロンティア(株)株式 1,000株

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

8 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,234円76銭
2. 1株当たり当期純利益金額	37円67銭

9 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社になります。

10 重要な後発事象に関する注記

(重要な吸収合併)

当社は、2017年11月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の連結子会社である東邦テナックス㈱について当社を存続会社とする吸収合併を2018年4月1日に実施しました。

(1) 吸収合併の概要

①吸収合併する相手会社の名称

東邦テナックス株式会社

②吸収合併する事業の内容

炭素繊維・耐炎繊維等の製造・販売

③吸収合併の期日（効力発生日）

2018年4月1日

④吸収合併の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、東邦テナックス㈱は解散しました。

⑤吸収合併に係る割当ての内容

当社は合併期日時点で東邦テナックス㈱の発行済株式の全てを所有しており、本件吸収合併は完全親子会社間にて実施されるため、株式の割当てや、その他の金銭等の交付は行いません。

⑥吸収合併の目的

帝人グループは、今年度よりスタートした新中期経営計画「ALWAYS EVOLVING」において、「マテリアル事業領域」と「ヘルスケア事業領域」を2本の柱として、成長戦略・発展戦略の実行を進めています。「マテリアル事業領域」においては、環境規制の高まりに伴う低燃費化の要請に応えるべく「軽くて強い」高機能素材の拡大に取り組んでおり、中でも炭素繊維事業は、航空機分野や自動車分野への展開に注力しています。

こうした状況の下、グループ内の情報・技術の共有や、人財の最適配置等によるグループ総合力の発揮を通じて、更なる企業価値の増大を図るため、炭素繊維事業を担う東邦テナックス㈱を当社に吸収合併することとしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。